

1825 (文政8) 年の西蝦夷地古宇 (フルウ) 場所における アイヌの家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

遠藤 匡 俊*

I はじめに

1. 目 的

明治期以前のアイヌの生活を知るうえでは、文字で記された史料、絵図、地図など様々な種類の歴史的史料が有効である。アイヌの人々に遵守されていた「すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前を付けない」という命名規則、あるいは集落、家族構成などの研究において、必要不可欠な史料として人別帳があげられる。人別帳には、一人ひとりの名前、年齢、続柄等が家という単位で記されているだけでなく、複数の家が含まれる集落、さらには複数の集落が含まれる場所の各単位で記されている。アイヌの人別帳は、1800年代中期のものは蝦夷地のなかでも多くの地域に関するものが多数残存しているが、1800年代初期のものになると残存するものはかなり限られており、1800 (寛政12) 年の択捉 (エトロフ) 場所、1803 (享和3) 年の厚岸 (アッケシ) 場所、1812 (文化9) 年の静内 (シズナイ) 場所、1822 (文政5) 年の高島 (タカシマ) 場所、1828 (文政11) 年の北蝦夷地東浦 (南カラフト東海岸) などの少数の地域の史料が知られているにすぎない。

北海道江別市の北海道立図書館北方資料室には、1825 (文政8) 年の「フルウ場所土人人別改」という史料が所蔵・保管されている。この史料は、文政8年の西蝦夷地古宇 (フルウ) 場所におけるアイヌの人別帳の写本である。これは原稿用紙にペン書きで記された写本であり、「フルウ場所土人人別改」の原本は文政8年6月に作成されたものと判断されるが、その後かなりの時間が経過して明治期以降になってから筆写されたものと考えられる。原本の所在はまだ明らかではないものの、残存する1800年代初期のアイヌの人別帳は非常に数少なく、当時のアイヌの生活を知るうえで貴重な史料であると考えられる。

1800年代初期のアイヌの社会構造の特徴として、厚岸場所や択捉場所周辺地域の研究によって、多数の家来や妻妾を持つ有力者の存在が挙げられてきた (高倉, 1940; 川上, 1986; 菊池, 1991; 海保, 1992; 岩崎, 1994)。一方、択捉場所、厚岸場所、静内場所、高島場所、北蝦夷地東浦の研究によって、1800年代初期のアイヌの社会構造の特徴として同居者の存在があげられ (遠藤, 2004a), 「すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前を付けない」という命名規則が存在しその空間的適用範囲はかなり広い地域にまで及んでいたことが示されている (遠藤, 2004a)。古宇場所の事例は、1800年代初期のアイヌの社会構造や命名規則の空間的適用範囲のなかで、どのように位置付けられるのであろうか。

* 岩手大学教育学部地理学研究室

本研究の目的は、「フルウ場所土人人別改」を用いて、1825（文政8）年の古宇場所におけるアイヌの家構成員の人口構成を復元し、「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という命名規則の空間的適用範囲を明らかにすることである。そして文政8年の古宇場所のアイヌの家と命名規則の実態を、既に公表した1800年代初期の5地域（寛政12年の択捉場所、享和3年の厚岸場所、文化9年の静内場所、文政5年の高島場所、文政11年の北蝦夷地東浦）の実態（遠藤、2004a）と比較して考察することである。

2. 史料と方法

(1) 史料

「古宇場所史料」（北海道立図書館北方資料室蔵）は、原稿用紙にペン書きで記された写本（以下、ペン書き写本とする。）である。この史料には、文政期の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌに関する記述が含まれている。文政期に作成された当時の原本（以下、近世文書の原本とする）の所在はまだ明らかではない。2009（平成21）年1月現在では、北海道立図書館北方資料室において閲覧できるのは、通常はペン書き写本のマイクロフィルムである。本研究では、ペン書き写本およびそのマイクロフィルムの二つを閲覧したうえで、両者の記述内容を照合した。その結果、「古宇場所史料」に含まれる史料のなかで、アイヌに関する「フルウ場所土人人別改」（文政8）、「覺」（西）、「蝦夷貸附品之書上」（文政5）、「覺」（文政11）については、マイクロフィルムによって閲覧可能である記述内容はペン書き写本の記述内容と同じであることが確認された。

「フルウ場所土人人別改」は、同史料の冒頭と末尾にそれぞれ「文政八乙酉六月」と記されていることから、文政8年6月に記された史料であると判断される。文政8年6月頃の古宇（フルウ）場所におけるアイヌの家数、人口、個人名、年齢、家族構成等を知るうえでは、後述するように一部に史料上の制約があるとはいえ、有効な史料であると思われる。

(2) 方法

方法は、人別帳などの史料に記された一人ひとりの名前と、戸主、妻、息子、娘、同居などと記された親族関係や続柄などを用いて家の構成員を復元した。また史料に記された一人ひとりの名前を照合することで、同じ名前（同名）であるかどうかを判断した。文政8年の古宇場所の史料を用いて名前を照合することで、同時居住者との同名事例の有無を確認することになる。同名であるかどうかの判断にあたっては、特に音声に着目した（遠藤、2004a）。「近所に生きている人と同じ名前をつけない」という個人名の命名規則が、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されていたのかを、家、集落、場所という地域的スケールごとに検討する。

対象地域は、幕府の直轄地から再び松前藩領となって間もない1825（文政8）年の古宇場所である（図1）。古宇場所は西蝦夷地に含まれるが、北海道西部の積丹半島の南西部に位置し、渡島半島南端に形成された和人専用の居住地である和人地に距離が近い。古宇場所のアイヌの人口は、1804（文化元）年に229人、1822（文政5）年に128人、1854（安政元）年に75人となっており（足利、1977）、文化元～文政5年間および文政5～安政元年間の年平均人口減少率はいずれも1%以上であった（遠藤、1997）。古宇場所よりもさらに人口減少が激しい地域はいろいろとあったものの、蝦夷地のなかでは比較的早くから和人の影響が及んでいた地域のひとつとして、主に近江商人の福島屋が場所請負人となりニシン（鱈）漁業で知られた古

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの
家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

宇場所があげられる（泊村史編集委員会，1967；角川日本地名大辞典編纂委員会，1987；平凡社地方資料センター，2003）。文政8年の古宇場所との比較対象とした地域は，幕府の直轄地になって間もない1800（寛政12）年の択捉場所，1803（享和3）年の厚岸場所，1812（文化9）年の静内場所，そして幕府の直轄地から再び松前藩領となって間もない1822（文政5）年の高島場所，1828（文政11）年の北蝦夷地東浦である。

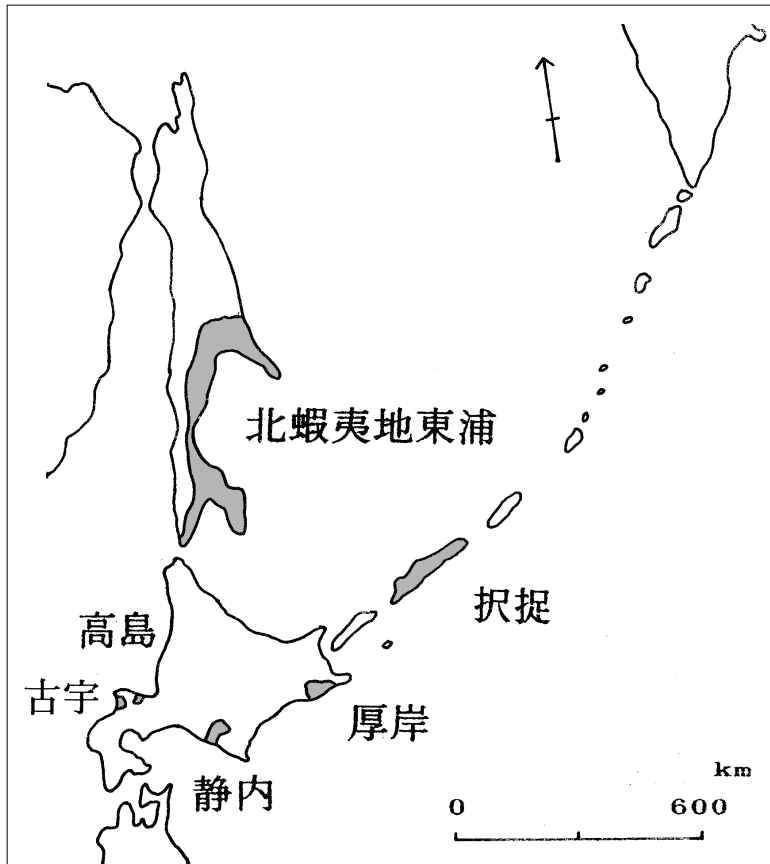


図1 研究対象地域

II. 古宇場所におけるアイヌの家構成員の人口構成

1. 古宇場所のアイヌの家数と人口

史料として用いた「フルウ場所土人別改」のなかに，実際に一人ずつ名前，年齢等が記された人々の数を合計すると，87人（男42人，女45人）である。同様に，一人ずつ名前や続柄などが記された，家と判断されるくくりを合計すると26戸である。一方，同史料の末尾に総数として記されている数字は，家数20軒，人口99人（男50人，女48人）である。史料末尾の総数である男50人，女48人の合計は98人であるので，人口99人という数値とは一致しない。しかも，一人ずつの合計数と史料末尾の総数の値は，家数と人口のいずれにおいても一致しない。

い。男女の合計98人と人口99人の不一致は、「八」と「九」という文字が筆書きされた場合に、両者の形態が類似していることに起因するものであった可能性がある。人口を示す数値が合わないのは1人分のみであるので、本研究では「女49人」となるべきところを「女48人」と記されたものと解釈したい。文政8年の古宇場所のアイヌの人口は、87人ではなく、99人であったものとして考察したい。

一人ずつの名前、年齢等が記された合計数と史料末尾の総数の値が一致しない理由として、「フルウ場所土人人別改」の冒頭にあたる書き出し付近において、12人分について記載された部分が欠損しているためと考えられる。文政8年6月に近世文書の原本が作成されたときには、人口99人のすべてについて記されていたものが、明治期以降になってペン書き写本が作成されるときに残存した近世文書の原本は、何らかの事情で一部が欠損していた、と考えられる。一人ずつ記されたのは26戸、87人であるので、1戸あたりの人数は平均すると3.35人である。この平均値に基づくと、12人分に相当するのは3.58戸（ $12 / 3.35$ ）、つまり3～4戸ということになる。これは平均値に基づく計算値としての家数なので、さらに幅をとって、およそ2～5戸の分については欠損している可能性があると考えられる。

この欠損部分と考えられる2～5戸ほどの分を、個々人から確認できる26戸に加えると、古宇場所におけるアイヌの家数は28～31戸ほどになる。この値は、同史料の末尾に記された家数20軒とはさらに大きく隔たることになる。これは、28～31戸ほどの家のなかで8～11戸ほどが、家ごと他の家に同居するかたちで20軒の建物で生活していたために、家数は20軒と記された可能性も考えられる。ただし、アイヌに関する人別帳では、他の家に同居している世帯については、どの家に同居しているかが明記されている事例（例えば、紋別場所の事例など）がある。しかし、史料として用いた「フルウ場所土人人別改」にはそのような記載はなかった。

1822（文政5）年の蝦夷地の各場所ごとにアイヌの戸数、人口などが記された史料（「文政壬午野作戸口表」）によれば、文政5年の古宇場所のアイヌの戸数は29戸、人口は128人（男66、女62）である。文政期の「古宇場所史料」に含まれる文政5年の「蝦夷貸附品之書上」には、28名のアイヌに対してそれぞれ一人ひとりに貸し付けた造り米、古手、糶、木綿などの品物の名前と分量が記されている。この「蝦夷貸附品之書上」は文政5年2月に作成された史料であり、この28名は文政5年の古宇場所におけるアイヌの家の戸主であると考えられ、文政5年の家数は28～29戸と考えられる。このようなことから、3年後の1825（文政8）年のアイヌの家数は28～31戸と考えられる。文政5年の戸数が29戸、人口が128人であり、文政8年の人口は99人ほどであったと考えられることから、文政8年の戸数は、28～31戸のなかでも少ない方の戸数であったと推測される。

2. 「フルウ場所土人人別改」における欠損部分の家数の推定

1825（文政8）年の「フルウ場所土人人別改」に記された役職者は、小使のみであり、乙名、土産取は記されていない。しかし、文政期の「古宇場所史料」に含まれる1828（文政11）年の「覺」には、乙名という役職名とともに名前が記されており、この乙名と同じ名前は1822（文政5）年の「蝦夷貸附品之書上」にも確認される。つまり、文政11年に古宇場所の乙名を務めた人物は、文政8年にも生存していたことになる。これは、文政8年の「フルウ場所土人人別改」には欠損箇所があるか、あるいは記載漏れがあることを示している。

「蝦夷貸附品之書上」の記載内容を記載された順番に冒頭から三つのみを示すと、以下のよ

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの
家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

うになる。ただし、小文字のアルファベット（a, b, c）はアイヌの個人名を示している。

一、	造り米	貳俵	
	古手	壹枚	a
	糶	壹表 _マ	
	木綿	四反	
一、	造り米	貳俵	
	糶	壹俵	b
	木綿	三反	
	古手	貳枚	
一、	造り米	壹俵	
	糶	壹俵	c
	古手	壹枚	
	木綿	貳反	
		・	
		・	
		・	

これは、古宇場所の支配人（和人）を通して28名のアイヌの人々に貸し付けられた品物およびその分量が、個人ごとに記されたものである。この記された内容を、貸し付けられた品物別・分量別に整理すると（表1）、一人当たりの平均貸し付け量は、造り米 1.3俵、糶 0.4俵、古手 0.9枚、木綿 2.0反である。造り米、木綿についてはほぼ全員が受け取っていたが、糶、古手（とくに糶）については受け取らなかった事例が多いことがわかる。

表1 貸し付けられた品物別・分量別にみた事例数

（単位：人）

分量	造り米	糶	古手	木綿
0		18	9	1
1	20	10	13	3
2	8		5	18
3				4
4				1
不明			1	1
平均	1.3	0.4	0.9	2.0
計	28	28	28	28

分量の単位は、それぞれ造り米（俵）、糶（俵）、古手（枚）、木綿（反）である。
（「蝦夷貸附品之書上」により作成。）

4種類の品物すべてにおいて、一人当たりの平均貸し付け量よりも多くの量が貸し付けられていたのは、史料に記された28名のなかの2名のみである。この2名の名前は、aおよびbであり、両者とも「蝦夷貸附品之書上」に記されたaおよびbという名前と一致する。aという名前は、文政11年の「覺」に、乙名という役職名とともに記されている名前（a）と一致する。とくに木綿の場合、貸し付け量が最も多かったのは4反という事例である。4反の木綿を受け取ったのは一人のみであり、それが乙名aである。一方、文政5年の「蝦夷貸附品之書上」に記されたcの名前は、文政8年の「フルウ場所土人人別改」に小使cとして確認される。役職名としては、乙名と小使のみが史料で確認でき、土産取の文字は記されていない。当時のアイヌ社会における役職としては、乙名、小使、土産取などがあげられるので、記載順からして、文政8年当時には乙名はa、脇乙名（もしくは小使などの役職）はb、小使はcであった可能性が高いと推測される。「古宇場所史料」に含まれる「覺」（西）は、いつ記された史料であるかが明記されていないが、西と記されていることから文政8乙酉年に記された史料と考えられる。そこには8名の名前とともにそれぞれ「一、狐皮 壺枚 代米 壺升」と同じ内容がそれぞれ記されている。品物とその分量は、8名のすべてにおいて同じであるが、「覺」に記されたアイヌ名は、記載順にa、b・・・となっている。したがって、「フルウ場所土人人別改」には、少なくとも乙名aおよび脇乙名bの2戸の家に関する部分が欠損していると考えられる。現段階では、この2戸の他にどれだけの家の分が欠損していたのかを特定することは困難である。したがって、文政8年の古宇場所におけるアイヌの家数は、少なくとも28戸（26戸+2戸）であったと考えられる。現段階では家数についてこれ以上の特定をすることは困難であり、本稿では28戸であったものとして考察する。

オムシヤ（ヲムシヤ）や年始、秋味鮭の初漁などの年中行事においては、和人からアイヌの人々に酒、米、餅などのさまざまな品物が与えられていたが、その際に乙名、小使、土産取などの役職者はより多くの品物と分量を受け取っていたことはよく知られている。例えば、西蝦夷地の遠多守都（歌棄、オタスツ）場所の事例などがある（「安政期西蝦夷地オタスツ場所運上屋文書」）。「蝦夷貸附品之書上」に記された内容は、和人からアイヌの人々に貸した品物と分量に関するものであり、必ずしも与えられたものではないが、役職者がより多くを受け取っていることでは共通していると考えられる。

3. 古宇場所における家構成員の人口構成

家と判断されるくくりの合計26戸を対象として、家構成員別に家数をみると（表2）、事例数としては2人、3人という事例が最も多く、それぞれ8戸ずつである。最大で6人の家が1戸、最小で2人の家が8戸であり、1戸当たりの平均構成員数は、3.3人である。

一方、本来の古宇場所におけるアイヌの家数を28戸とした場合には、家数28戸、人口99人となるので、1戸あたりの平均構成員数は3.54人となる。必ずしも同一年次ではないが、同じく1800年代初期の他の地域と比較すると、1800（寛政12）年の択捉場所（3.4人）、1803（享和3）年の厚岸場所（4.5人）、1812（文化9）年の静内場所（4.9人）、1822（文政5）年の高島場所（6.1人）、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦（7.2人）となり（遠藤、2004a）、古宇場所は択捉場所と同様に家の構成員は少人数であった。

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

表2 家構成員数別にみた家数

家構成員数	1	2	3	4	5	6	計
家数	0	8	8	4	5	1	26 (戸)
計	0	16	24	16	25	6	87 (人)

史料に欠損していると考えられる家を除く26戸を対象とした。
 (「フルウ場所土人別改」により作成。)

1825（文政8）年の「フルウ場所土人別改」を用いて、古宇場所におけるアイヌの家の構成員を復元した（表3）。1戸の家に着目した場合、家の構成員を主要構成員と同居者に2分し、主要構成員は戸主、戸主の配偶者、戸主の息子、戸主の娘、戸主の父、戸主の母、戸主の兄弟姉妹、戸主の妾、その他の親族に細分した（遠藤，2004a）。6地域全体では、総じて一組の夫婦とその未婚の子女から成る核家族形態を主要構成員として、同居者を含むという事例が多かった。ただし、古宇場所においては、戸主と戸主の配偶者の数の違いが大きく、夫婦関係を含まない家が多くみられた。厚岸場所や択捉場所周辺地域の研究によって、1800年代初期のアイヌの社会構造の特徴として、多数の家来や妻妾を持つ有力者の存在が挙げられてきた（高倉，1940；川上，1986；菊池，1991；海保，1992；岩崎，1994）。この家来と妻妾のなかで、家来に近い存在が同居者であると考えられる。1800年代初期のアイヌ社会における同居者はウタレ、下男、下女、厄介などと記されており、北蝦夷地東浦、厚岸場所、静内場所ではウタレ、択捉場所では下男、下女、厄介、高島場所では厄介と記されていた（遠藤，2004a）。古宇場所においては、高島場所と同様に、厄介と記されていた。妻妾については、択捉場所の事例（遠藤，2004a）を除いて、1800年代初期のアイヌ社会においては事例数は多くなかった。古宇場所においては、夫婦関係はすべて一夫一婦であり、妾と記された事例は無かった。

表3 6地域における家構成員の人口構成

構成員	(a) 古宇場所			(b) 択捉場所			
	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	1 (1.1)	25 (28.9)	26 (30.0)	30 (2.7)	303 (26.8)	333 (29.5)
	戸主の配偶者	1 (1.1)	10 (11.5)	11 (12.6)	26 (2.3)	157 (13.9)	183 (16.2)
	戸主の息子		12 (13.8)	12 (13.8)	60 (5.3)	158 (14.0)	218 (19.3)
	戸主の娘	1 (1.1)	10 (11.5)	11 (12.6)	55 (4.9)	159 (14.1)	214 (19.0)
	戸主の父				0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	戸主の母		2 (2.3)	2 (2.3)	4 (0.4)	46 (4.1)	50 (4.4)
	戸主の兄弟姉妹		9 (10.3)	9 (10.3)	1 (0.1)	85 (7.5)	86 (7.6)
	戸主の妾				18 (1.6)	11 (1.0)	29 (2.6)
	その他の親族				2 (0.2)	7 (0.6)	9 (0.8)
同居者		16 (18.4)	16 (18.4)	1 (0.1)	6 (0.5)	7 (0.6)	
計	3 (3.4)	84 (96.6)	87 (100.0)	197 (17.4)	932 (82.6)	1,129 (100.0)	

(次のページへ続く)

遠藤 匡俊

構成員	(c) 厚岸場所			(b) 静内場所			
	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	42 (5.5)	129 (16.9)	171 (22.4)	13 (2.3)	104 (18.3)	117 (20.6)
	戸主の配偶者	41 (5.4)	95 (12.5)	136 (17.8)	13 (2.3)	84 (14.8)	97 (17.0)
	戸主の息子	18 (2.4)	48 (6.3)	66 (8.7)	24 (4.2)	113 (19.9)	137 (24.1)
	戸主の娘	23 (3.0)	69 (9.0)	92 (12.1)	15 (2.6)	102 (17.9)	117 (20.6)
	戸主の父	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	戸主の母	6 (0.8)	19 (2.5)	25 (3.3)	0 (0.0)	14 (2.5)	14 (2.5)
	戸主の兄弟姉妹	20 (2.6)	42 (5.5)	62 (8.1)	0 (0.0)	36 (6.3)	36 (6.3)
	戸主の妾	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.4)	2 (0.4)	10 (1.8)
	その他の親族	2 (0.3)	2 (0.3)	4 (0.5)	12 (2.1)	4 (0.7)	16 (2.8)
同居者	63 (8.3)	143 (18.7)	206 (27.0)	3 (2.1)	22 (3.9)	25 (4.4)	
計	215 (28.2)	548 (71.8)	763 (100.0)	88 (15.5)	481 (84.5)	569 (100.0)	

構成員	(e) 高島場所			(f) 北蝦夷地東浦			
	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	21 (11.1)	10 (5.3)	31 (16.3)	4 (0.2)	284 (13.6)	288 (13.8)
	戸主の配偶者	15 (7.9)	3 (1.6)	18 (9.5)	4 (0.2)	183 (8.3)	187 (9.0)
	戸主の息子	23 (12.1)	8 (4.2)	31 (16.3)	4 (0.2)	179 (8.6)	183 (8.8)
	戸主の娘	21 (11.1)	5 (2.6)	26 (13.7)	3 (0.1)	129 (6.2)	132 (6.3)
	戸主の父	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	戸主の母	2 (1.1)	0 (0.0)	2 (1.1)	0 (0.0)	38 (1.8)	38 (1.8)
	戸主の兄弟姉妹	6 (3.2)	7 (3.7)	13 (6.8)	0 (0.0)	141 (6.7)	141 (6.7)
	戸主の妾	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.1)	3 (0.1)
	その他の親族	19 (10.0)	4 (2.1)	23 (12.1)	3 (0.1)	95 (4.5)	98 (4.7)
同居者	41 (21.6)	5 (2.6)	46 (24.2)	25 (1.2)	994 (47.6)	1,019 (48.8)	
計	148 (77.9)	42 (22.1)	190 (100.0)	43 (2.1)	2,046 (97.9)	2,089 (100.0)	

古宇場所の人口は99人であるが、親族関係の分析が不可能な12人を除く87人を対象とした。北蝦夷地東浦の人口は2,094人であるが、親族関係の分析が不可能な5人を除く2,089人を対象とした。〔フルウ場所土人別改〕を用いて遠藤(2004a)に古宇場所の分を加えて作成。

4. 古宇場所における同居者

古宇場所では、26戸の家のなかの12戸において同居者を含んでおり(表4)、古宇場所の同一家内の同居者数は1～2名であり、択捉場所と同様に、6地域のなかでは少ないほうであった。ただし、古宇場所では26戸のなかの12戸で少なくとも一人の同居者を含んでおり、総戸数に占める同居者を含む家の割合は、46.2% (14 / 26) となる。同居者は6地域すべてにおいて確認され、6地域全体では35.7% (345 / 967) の家が最低1人の同居者を含んでいた。総戸数に占める同居者を含む家の割合は、択捉場所は2.1% (7 / 334)、厚岸場所は40.4% (69 / 171)、静内場所は13.8% (16 / 117)、高島場所は41.9% (13 / 31)、北蝦夷地東浦は79.2% (228 / 288) である。このように同居者を含む家の割合は、北蝦夷地東浦に次いで古宇場所では高かったことが判る。

6地域全体では、主人に従属するウタレ、下男、下女、厄介などとその家族は1,319人確認され、その94.1% (1,319 / 1,402) は主人と同じ家に同居していた。最低1人の同居者を含

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの
家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

む家を対象とすると、1戸の家当たりの同居者数は最低1人、最高39人¹⁾、平均3.8人（1,319／345）であった。古宇場所では、同居者を含む場合には最低1人、最高2人、平均1.3人（16／12）であった。古宇場所における同居者は16人（男6、女10）であったが、同居者の年齢は7～8歳から58歳ほどまでさまざまである。40歳以上の同居者は3人であるが、すべて単独での同居である。10歳以下の同居者は3人であるが、すべて父もしくは母と2人での同居である。古宇場所では4戸の家において2人ずつの同居者を含んでいたが、同居者同士の親族関係は母と娘が2例、父と娘が1例、非親族と考えられる男女が1例であった。母もしくは父と一緒に同居した娘の年齢は、それぞれ7歳、7歳、8歳であり、その娘の母と父の年齢はそれぞれ32歳、33歳、23歳ほどであった。非親族と考えられる男女の年齢は、それぞれ23歳、26歳ほどであった。

なお、1799（寛政12）年から幕府は蝦夷地を直轄地としてアイヌに対して同化政策²⁾を実施した。この同化政策によって、アイヌ名（アイヌ語の名）が和名（日本語の名）に変えられる和名化が生じた（村尾、1905；北海道史編纂委員会、1918；高倉、1942、1972；海保、1979）。アイヌ人口に占める和名を持つアイヌ人口を和名化率（％）とすると、各地域の和名化率は1800（寛政12）年の択捉場所では18.6％、1803（享和3）年の厚岸場所³⁾では2.0％、1812（文化9）年の静内場所では0％、1822（文政5）年の高島場所では0％、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦では0％となり（遠藤、2002、2004b）、1825（文政8）年の古宇場所では0％であった。古宇場所と高島場所は、いずれも西蝦夷地のなかでも和人地に距離が近い所に位置しており和人の進出が早かった地域であるが、和名化した事例は無かった。これは、和名化という現象が、性質を異にする文化と文化が接触した場合、人々の何らかの自由意志によって自然に生じる文化変容とは異なり、ある種の強制力を伴う強い文化変容であったことを示すものと考えられる。

表4 同一家内の同居者数別にみた家数

地域	古宇場所	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦	合計
同居者数(人)	家数	家数	家数	家数	家数	家数	家数(戸)
0	14	327	102	101	18	60	622
1	8	7	31	10		32	88
2	4		20	3	4	43	74
3			3	3	4	28	38
4			4		3	30	37
5			4			23	27
6			2		1	15	18
7						22	22
8			1		1	13	15
9			2			6	8
10						7	7
11						4	4
12						2	2
13			1			2	3
14						1	1
39			1				1
計	26	334	171	117	31	288	967

古宇場所では史料に欠損していると考えられる家を除く26戸を対象とした。
〔フルウ場所土人別改〕を用いて遠藤（2004a）に古宇場所の分を加えて作成。）

5. 古宇場所の家数が20戸であった場合の同居者

上記のような同居者の分析で対象としたのは、史料として用いた「フルウ場所土人人別改」に欠損していると考えられる12人分（2戸相当）を除く26戸の家であった。しかし、同史料の末尾には「総家数20軒」と記されている。20という数字が書き間違いであった可能性が高いと判断されるものの、20が正しい家数であった可能性も残されている。つまり、28戸ほどの家のなかの8戸ほどは、ほかの家に住居していた可能性が残されている。家数20戸、人数99人の場合には、一戸あたりの人数は4.95人となる。この値は北蝦夷地東浦（7.2人）、高島場所（6.1人）に次ぐものであり、静内場所（4.9人）、厚岸場所（4.5人）、択捉場所（3.4人）よりも多いことになる。

家数が20戸であった場合には、28戸のなかの8戸は、残る20戸のいずれかの家に同居していたと考えられるが、他の家へ同居した8戸、および、他の家を同居者として受け入れた8戸の合計16戸が、それぞれどの家であったかが不明である。そこで次のような手順によって同居者数を推定した。

家数28戸、人数99人の場合における一戸あたりの人数は3.54人である。そのうち8戸がほかの家に同居したので、家の単位でみた場合の同居者数は、 28.32 人（ 8×3.54 人）ほどであったものと推測される。しかし、実際には、もともと家の内にどれだけの同居者を含んでいたかによって、この値は異なることになるので、同居者数の範囲を次のように推定する。ただし、8戸の同居が生じる直前の家数は28戸、うち同居者を含む家は12戸（1人の同居者を含む家が8戸、2人の同居者を含む家が4戸）とする。

(1) 同居者を含まない家が他の家へ同居した場合

- ① 同居者を含まない1戸の家が、同居者を含まない家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約3.54人となる。
- ② 同居者を含まない1戸の家が、1人の同居者をすでに含む家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約4.54人（ $1 + 3.54$ 人）となる。
- ③ 同居者を含まない1戸の家が、2人の同居者をすでに含む家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約5.54人（ $2 + 3.54$ 人）となる。

(2) 1人の同居者をすでに含む家が他の家へ同居した場合

- ① 1人の同居者をすでに含む1戸の家が、同居者を含まない家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約3.54人となる。
- ② 1人の同居者をすでに含む1戸の家が、1人の同居者をすでに含む家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約4.54人（ $1 + 3.54$ 人）となる。
- ③ 1人の同居者をすでに含む家が、2人の同居者をすでに含む家へ同居した場合、同居者数は約5.54人（ $2 + 3.54$ 人）となる。

(3) 2人の同居者をすでに含む家が他の家へ同居した場合

- ① 2人の同居者をすでに含む1戸の家が、同居者を含まない家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約3.54人となる。
- ② 2人の同居者をすでに含む1戸の家が、1人の同居者をすでに含む家へ同居した

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの
家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

場合、後者の家の同居者数は約4.54人（1人+3.54人）となる。

- ③ 2人の同居者をすでに含む1戸の家が、2人の同居者をすでに含む家へ同居した場合、後者の家の同居者数は約5.54人（2人+3.54人）となる。

このように、他の家へ同居する家がもともと何人の同居者を含んでいたかには関わらずに、同居先の家に含まれるもともとの同居者が少ないほど、家単位での同居者数は少なく、同居先の家に含まれるもともとの同居者が多いほど、家単位での同居者数は多くなる。他の家へ同居した家は8戸であったと考えられるので、同居者数が最も多くなる事例と最も少なくなる事例は次のようになる。

a. 同居者数が最も多くなる事例

例えば、2人の同居者をすでに含む4戸の家および1人の同居者をすでに含む4戸の家の合計8戸の家へ、もともと同居者を含まない8戸の家がそれぞれ同居する場合、同居者数は44.32人 $[(2人+3.54人) \times 4戸] + (1人+3.54人) \times 4戸$ （1人 $\times 4戸$ ）となる。

b. 同居者数が最も少なくなる事例

例えば、2人の同居者をすでに含む4戸の家および1人の同居者をすでに含む4戸の家が同居者を含まない4戸の家へそれぞれ同居する場合、同居者数は32.32人 $[(0人+3.54人) \times 4戸] + (0人+3.54人) \times 4戸 + (1人) \times 4戸$ となる。

以上のことから、同居者数は、32.32人～44.32人ほどと推定される⁴⁾。この同居者数の人口に占める割合は、32.6% $(32.32 / 99)$ ～44.8% $(44.32 / 99)$ となる。この数値は、1800年代初期のほかの5地域の事例と比較すると、北蝦夷地東浦の48.8%に次いで高い。

Ⅲ. 命名規則の空間的適用範囲

1. 古宇場所における同一家内の同名事例

古宇場所において対象とした家は26戸であるが、同じ家のなかに同名事例は1例もなかった。次に、古宇場所の家数が26戸ではなく20戸であった場合には、26戸の家のなかで複数の家同士が同じ家に同居していたことになり、同居者数の人口に占める割合は32.6%～44.8%と高まるが、どのような家と家の組み合わせによって同居が生じたとしても、対象とした20戸の家のなかに同名事例は1例もなかったことになる。この結果は、1800年代初期の択捉場所（334戸）、厚岸場所（171戸）、静内場所（117戸）、高島場所（31戸）、北蝦夷地東浦（289戸）においても、同じ家の中に同名事例は1例もなかった（遠藤，2004a）ことと類似している。古宇場所の事例からも1800年代初期のアイヌ社会においては、同じ家の中で暮らす人々の中には、婚姻等によって他の家から移動してきた人や同居というかたちで他の家から移動してきた人が含まれていたにもかかわらず、「同じ名前は付けない」という命名規則はよく遵守されていたと考えられる。

北蝦夷地東浦では、人口の48.8% $(1,019 / 2,089)$ が同居者であり、多くの家においてそれぞれ異なる複数の家から移動してきた同居者を含んでいたと考えられる（遠藤，2004a）。古宇場所では、26戸の家に着目すると複数の家から移動してきた同居者を含む事例は1例の

みと考えられ、2人の同居者という事例のほとんどは親子であった。他の家に同居することになった人々は、同居先の家の主要構成員にとっては非親族（もしくは遠い親族）であったと考えられる。これは命名規則の適用範囲が、親族という社会的関係ではなく、家という空間に存在していたことを意味するものと考えられること（遠藤，2004a）が、古宇場所の事例によって再確認されたことになる。

2. 同一集落内および同一地域内における同名事例

(1) 古宇場所における同一集落内の同名事例

「天保郷帳」にはフルウ持場之内として、モエトマリベツ、フルウ、カワシラの3カ所がアイヌの居住地として記されており（角川日本地名大辞典編纂委員会編，1987）、この3カ所が集落であったものと考えられる。1825（文政8）年の古宇場所においても、アイヌはいくつかの集落に居住していた可能性があるものの、古宇場所の分析にあたって史料として用いた「フルウ場所土人別改」には、集落という単位での記載はないので、誰がどの集落に居住していたのかは不明である。しかし、後述するように古宇場所内には同名事例は1例もなかったため、同一集落内における同名事例はなかったことになる（表5）。1800年代初期のアイヌ社会においては、命名規則の適用範囲が集落という空間に存在していたと考えられる。高島場所においては集落という単位での記載はなかったため、誰がどの集落に居住していたのかは不明である。しかし、後述するように高島場所内の同名事例は3例のみであり、この3例の同名事例がたとえ同一集落内において生じていたものであったとしても同名率は1.6%、規則不適用者率は1.6%と比較的に低い値であった。

表5 同一集落内における同名事例数

地 域	古宇場所	扱捉場所	厚岸場所	静内場所	北蝦夷地 東 浦	合 計
同名事例数 (a)	0	1	0	0	0	1
規則不適用者数 (b) (人)	0	1	0	0	0	1
人口 (p) (人)	89	1,129	763	569	2,094	4,644
同名率 (a/p%)	0	0.09	0	0	0	0.02
規則不適用者率 (b/p%)	0	0.09	0	0	0	0.02

古宇場所の人口は99人であるが、そのうち12人分は史料が欠損している。ただし欠損分の2人の戸主名は明らかなので89人を対象とした。

（遠藤（2004a）に古宇場所の分を加えて修正した）。

(2) 同一地域内における同名事例

次に、数集落あるいは多数の集落を含む場所といわれたより広い地域を対象として同名事例の分析を行った。その結果、古宇場所においては、史料の一部欠損により10人の名前が不明であり分析不可能であるが、89人を対象とすると、同名事例は1例もなく同名率は0%、規則不適用者率も0%であった（表6）。対象とした6地域のなかで、最も人口と同居者数が多く、集落の分布が最も広範囲に及んでいたのが北蝦夷地東浦である。北蝦夷地東浦では多くの家が同居者を含みながらも同名率は非常に低かった。その一方で、人口が少なく対象地域の空間的範囲が小さい高島場所の同名率が高かった。これは蝦夷地のなかでも高島場

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

所周辺地域は和人の進出が比較的早くから進んでいた（高島尋常高等小学校，1941；小樽市史編纂委員会，1958；長谷川，1987），アイヌの文化が変容しつつあったためである可能性が考えられていた（遠藤，2004a）。古宇場所は高島場所と同様に和入地から近い所に位置し和人の進出も早く（泊村史編集委員会，1967；角川日本地名大辞典編纂委員会，1987；平凡社地方資料センター，2003），1804～1822（文化元～文政5）年間および1822～1854（文政5～安政元）年間にはアイヌの人口減少が激しく年平均人口減少率は、古宇場所と高島場所では1%以上であった（遠藤，1997）。さらに古宇場所では高島場所と同様に人口が少なく対象地域の空間的範囲も小さかったが、命名規則はよく遵守されていた地域であったといえる。史料の欠損により分析不可能な部分を含むものの、古宇場所では命名規則に関するアイヌ文化はまだあまり変容していなかった可能性が考えられる。

表6 同一地域内における同名事例数

地域	古宇場所	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地 東浦	合計
同名事例数 (a)	0	11	2	2	3	10	28
規則不適用者数 (b) (人)	0	12	2	2	3	10	29
人口 (p) (人)	89	1,129	763	569	190	2,094	4,834
同名率 (a/p%)	0	1.0	0.3	0.4	1.6	0.5	0.6
規則不適用者率 (b/p%)	0	1.1	0.3	0.4	1.6	0.5	0.6

古宇場所の人口は99人であるが、そのうち12人分は史料が欠損している。ただし欠損分の2人の戸主名は明らかなので89人を対象とした。

（遠藤（2004a）に古宇場所の分を加えて修正した）。

3. 場所を超えた社会的関係と同名事例

17世紀末～19世紀初頭においては千島列島の人々は交易活動によって北海道やカムチャッカ半島の人々と交流をもっていた（菊池，1990；榎森，1992；菊池，1999；児島，1999，2001）。厚岸場所の有力アイヌは多数のウタレなどの人々を使って猟虎（ラッコ）や鷺などを捕獲しており、活動範囲はクナシリ島，エトロフ島，ウルップ島，ラショワ島にまで及び、18世紀後期にはエトロフ島は厚岸場所の有力アイヌの支配下にあったとされる（岩崎，1994；川上，1995，1996；菊池，1999）。このような支配・被支配関係のみではなく、厚岸場所のアイヌと択捉場所のアイヌの間には婚姻関係も生じており（岩崎，1998；菊池，1999），オホーツク海に面した環オホーツク海沿岸地域（菊池，1995；川上，1996）やアムール川や樺太と松前藩との間で物資がアイヌを介して移動していたことが知られている（高倉，1939；洞，1956；新北海道史編纂委員会，1970；佐々木，1996，1999；中村，1998）。このように1800年代初期においては、場所という地域的範囲を超えて社会的関係が築かれていた。そこで前稿（遠藤，2004a）にならって、6地域間で居住者名の照合を行った。

その結果、いずれの地域間においても同名事例は非常に少なく、同名率も非常に低い値であった（表7）。古宇場所の場合には、厚岸場所との間で同名事例が1例のみ確認されたにすぎない。対象とした6地域は互いにかかなり離れて位置しており、しかも対象年次も3～28年間の違い

があったが、地域間の同名率は非常に低い値であった。対象とした6地域の人別帳が作成された年はすべて異なっており、1800（寛政12）年の択捉場所と1828（文政11）年の北蝦夷地東浦とは28年間の違いがある。この28年間の6地域間には同時居住者だけではなく、死亡者や出生者が含まれており、出生後初めての命名やアイヌ語の名であるアイヌ名の改名（アイヌ名からアイヌ名への改名）も生じていたものと考えられる（遠藤，2001）。つまり、1800年代初期においては、同時居住者に対しても死亡者に対しても命名規則の空間的適用範囲は、蝦夷地といわれた今日の北海道、千島、樺太にまで及んでいた可能性があること（遠藤，2004a）が、古宇場所の事例を加えたうえで再確認された。「近所に生きている人やすでに死亡した人と同じ名前を付けない」という命名規則は、古宇場所を加えた6地域全体にも適用され、少なくとも名前に関する情報交換が行われていた可能性がある。

表7 6地域間の同名事例数と同名率

(a) 同名事例数

地 域	古宇場所	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦	合 計
古 宇 場 所	0	0	1	0	0	0	1
択 捉 場 所	0	11	3	3 (1)	1 (1)	4 (3)	22 (13)
厚 岸 場 所	1	3	2	3	0	5	13
静 内 場 所	0	3 (1)	3	2	1	1	10 (1)
高 島 場 所	0	1 (1)	0	1	3	2	7 (1)
北 蝦 夷 地 東 浦	0	4 (3)	5	1	2	10	22 (3)
合 計	1	22 (13)	13	10 (1)	7 (1)	22 (3)	75 (18)

() 内の数字は同名事例数のうち和名の事例数。

古宇場所の人口は99人であるが、そのうち12人分は史料が欠損している。ただし欠損分の2人の戸主名は明らかなので89人を対象とした。

(遠藤 (2004a) に古宇場所の分を加えて新たに作成した)。

(b) 同名率 (%)

地 域	古宇場所	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦
古 宇 場 所	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
択 捉 場 所	0.0	1.0 (0.7)	0.3	0.3 (0.1)	0.1 (0.1)	0.4 (0.3)
厚 岸 場 所	0.1	0.4	0.3	0.4	0.0	0.7
静 内 場 所	0.0	0.5 (0.2)	0.5	0.4	0.2	0.2
高 島 場 所	0.0	0.5 (0.5)	0.0	0.5	1.6	1.1
北 蝦 夷 地 東 浦	0.0	0.2 (0.1)	0.2	0.0	0.1	0.5

() 内の数字は同名率のうち和名の同名率。

同名率 (%) = 100 × 同名事例数 / タテ (縦) 軸の各地域のアイヌ人口。

たとえば古宇場所－厚岸場所間の同名事例は1例であるが、古宇場所の人口に着目した同名率は1.1%、厚岸場所の人口に着目した同名率は0.1%である。

古宇場所の人口は99人であるが、そのうち12人分は史料が欠損している。ただし欠損分の2人の戸主名は明らかなので89人を対象とした。

(遠藤 (2004a) に古宇場所の分を加えて修正した)。

IV. むすび

本研究の目的は、「フルウ場所土人人別改」を用いて、1825（文政8）年の古宇場所におけるアイヌの家構成員の人口構成を復元し、命名規則の空間的適用範囲を明らかにすることであった。分析の結果、次のことが明らかとなった。

- (1) 史料として用いた「フルウ場所土人人別改」には一部が欠損していると考えられ1825（文政8）年の古宇場所におけるアイヌの家数は28戸、人口は99人（男50人、女49人）であると推測される。1戸あたりの家の構成員数は平均すると3.3～3.5人である。1800年代初期の他の地域と比較すると、1800（寛政12）年の択捉場所（3.4人）、1803（享和3）年の厚岸場所（4.5人）、1812（文化9）年の静内場所（4.9人）、1822（文政5）年の高島場所（6.1人）、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦（7.2人）となり、古宇場所は択捉場所と同様に家の構成員は少人数であった。家の構成員は主要構成員と同居者に2分され、主要構成員はおもに戸主、戸主の配偶者、戸主の息子・娘から構成される。
- (2) 主人に従属するウタレ、下男、下女、厄介などとその家族は6地域全体で1,319人確認され、その94.1%（1,319 / 1,402）は主人と同じ家に同居していた。同居者は6地域すべてにおいて確認され、6地域全体では35.7%（345 / 967）の家が最低1人の同居者を含んでいた。最低1人の同居者を含む家を対象とすると、1戸の家当たりの同居者数は最低1人、最高14人、平均3.8人（1,319 / 345）であった。古宇場所では、41.9%（13 / 31）の家が最低1人の同居者を含んでおり、北蝦夷地東浦の79.2%（228 / 288）に次いで高い値であった。このような同居者は他の家から移動してきて同居したものと考えられる。
- (3) 古宇場所においては、非親族である同居者を含んでいるにもかかわらず、同一家内には同名事例は1例もなかった。同一集落内においても同名事例はなく、場所という地域的範囲においても同名事例はなかった。このように、古宇場所においては「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という同時居住者の場合の命名規則は、よく遵守されていた。命名規則の空間的適用範囲は家、集落のみならず場所という地域的範囲にまで及んでいた。この結果は、寛政12年の択捉場所、享和3年の厚岸場所、文化9年の静内場所、文政5年の高島場所、文政11年の北蝦夷地東浦の結果（遠藤，2004a）と類似している。
- (4) 対象とした6地域は互いにかかなり離れて位置しており、対象年次も3～28年間の違いがあったものの、6地域間で居住者名を照合すると、同名率は0～1.6%と低い値であった。古宇場所を除く5地域間での同名率についてはすでに公表していたが（遠藤，2004a）、古宇場所を加えて分析してもほぼ同様の結果が得られた。つまり「すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前を付けない」という命名規則は、古宇場所を加えた6地域全体にも適用されていたと考えられる。6地域の分布状況からして、アイヌが居住していた地域全体において命名規則が存在していた可能性があり、名前に関する情報交換が行われていた可能性がある。

付 記

本研究では、平成15～18年度科学研究費（基盤研究（C））、課題番号：15520492、研究代表者：遠藤匡俊、研究課題：近世のアイヌ文化に関する歴史地理学的研究）および平成20年度科学

研究費（基盤研究（C）, 課題番号：20520676, 研究代表者：遠藤匡俊, 研究課題：狩猟採集社会の定住・移動性と集団の空間的流動性に関する歴史地理学的研究）を用いた。

注

- 1) 厚岸場所においては39人の同居者がいた可能性がある（遠藤, 2004 a）。
- 2) 蝦夷地が再び幕府の直轄地になった安政期における同化政策によるアイヌの風俗改変の状況については、場所ごとの帰俗率（アイヌ人口に占める帰俗したアイヌ人口）あるいは和風化率として示されているが（高倉, 1942, 1972；北海道史編纂委員会, 1970；遠藤, 2002 a, 2002 b）, ここでいうアイヌとは蝦夷（高倉, 1942；北海道史編纂委員会, 1970）あるいは土人（北海道史編纂委員会, 1970）のことである。
- 3) 1803（享和3）年の厚岸場所の和名化率は、2.6%としていたが（遠藤, 2002 b）, 2.0%であった（遠藤, 2004 b）。
- 4) この同居者数は、家数が28戸、うち同居者を含む家は12戸（同居者1人を含む家が8戸、同居者2人を含む家が4戸）とした場合の値である。28戸の家のなかの2戸については史料上の制約から同居者の分析はできない。そこで、戸数あるいは人口に正比例して同居者数も変化するものと仮定して、同居者数を推定すると以下のようになる。

同居者の分析が可能であった26戸のうち12戸が同居者を含んでいたので、28戸の場合には12.9戸が同居者を含んでいたことになる。一方、人口87人のうち16人が同居者を含んでいたので、99人の場合には18.2人が同居者であったことになる。あるいは26戸で16人の同居者があったので、28戸の場合には17.2人が同居者であったことになる。つまり家数が28戸の場合には13戸ほどの家が17.2～18.2人の同居者を含んでいたことになる。

ここで、13戸の家が17人の同居者を含んでいた場合には、1人の同居者を含む家は9戸、2人の同居者を含む家は4戸のときの同居者数は、33.3～45.3人となる。13戸の家が18人の同居者を含んでいた場合には、1人の同居者を含む家は8戸、2人の同居者を含む家は5戸のときの同居者数は、33.3～46.3人となる。

文 献

- 足利健亮（1977）：蝦夷地。藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説 近世編』吉川弘文館, 321-336。
- 岩崎奈緒子（1994）：前近代アイヌ社会の構造-19世紀初頭のアクセシ、エトロフ地域を中心に-。日本史研究, 383, 1-29。
- 岩崎奈緒子（1998）：『日本近世のアイヌ社会』校倉書房。
- 榎森 進（1992）：蝦夷地をめぐる北方の交流。丸山雍成編『日本の近世 6 情報と交通』中央公論社, 371-412。
- 遠藤匡俊（1997）：『アイヌと狩猟採集社会-集団の流動性に関する地理学的研究-』大明堂。
- 遠藤匡俊（2001）：19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲。地理学評論, 74A（11）, 601-620。
- 遠藤匡俊（2002 a）：安政期の幕府の同化政策によるアイヌの風俗改変に関する史料について。岩手大学文化論叢, 5, 25-31。
- 遠藤匡俊（2002 b）：根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策。歴史地理学, 44（1）, 48-59。

1825（文政8）年の西蝦夷地古宇（フルウ）場所におけるアイヌの
家構成員の人口構成と命名規則の空間的適用範囲

- 遠藤匡俊（2004 a）：1800年代初期のアイヌの社会構造と命名規則の空間的適用範囲。地理学評論，77(1)，19-39.
- 遠藤匡俊（2004 b）：19世紀のアイヌ社会における和名化の展開過程。地学雑誌，113(3)，421-424.
- 小樽市史編纂委員会編（1958）：『小樽市史 1』小樽市。
- 海保嶺夫（1979）：アイヌ人名の日本語化－「創氏改名」事始め－，史観，100，25-39.
- 海保洋子（1992）：『近代北方史－アイヌ民族と女性と－』三一書房。
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編（1987）：『角川日本地名大辞典 1 北海道 上巻』角川書店。
- 川上 淳（1986）：中・近世アイヌ社会の首長について－乙名を中心として－。根室市博物館開設準備室紀要，1，53-73.
- 川上 淳（1995）：18世紀後半～19世紀初頭の千島アイヌについて。根室市博物館開設準備室紀要，9，61-79.
- 川上 淳（1996）：18世紀後半～19世紀初頭の千島アイヌと千島交易ルート。北海道・東北史研究会編『根室シンポジウム「北からの日本史」メナシの世界』北海道出版企画センター，158-238.
- 菊池勇夫（1991）：『北方史のなかの近世日本』校倉書房。
- 菊池勇夫（1999）：『エトロフ島一つくられた国境－』吉川弘文館。
- 菊池俊彦（1990）：カムチャッカ半島出土の寛永通宝。北海道・東北史研究会編『北からの日本史2』三省堂，60-89.
- 菊池俊彦（1995）：『北東アジア古代文化の研究』北海道大学図書刊行会。
- 児島恭子（1999）：北方交易とラッコ。白い国の詩，515，4-13.
- 児島恭子（2001）：『アイヌ民族史の研究』吉川弘文館。
- 佐々木史郎（1996）：『北方からきた交易民－絹と毛皮とサンタン人－』日本放送出版協会。
- 佐々木史郎（1999）：山丹交易。白い国の詩，516，4-13.
- 新北海道史編纂委員会編（1970）：『新北海道史 第2巻』北海道。
- 高倉新一郎（1939）：近世に於ける樺太を中心とした日満交易。北方文化研究報告，1，163-194.
- 高倉新一郎（1940）：アイヌ部落の変遷。社会学，7，130-163.
- 高倉新一郎（1942）：『アイヌ政策史』日本評論社。
- 高倉新一郎（1972）：『新版 アイヌ政策史』三一書房。
- 高島尋常高等小学校編（1941）：『高島町史』高島尋常高等小学校。
- 泊村史編集委員会編（1967）：『泊村史』泊村。
- 中村和之（1998）：蝦夷錦と北方の交易。白い国の詩，500，4-13.
- 長谷川伸三（1987）：幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態。商学討究，37（1・2・3）（合併号），57-80.
- 平凡社地方資料センター編（2003）：『日本歴史地名大系 第1巻 北海道の地名』平凡社。
- 北海道史編纂委員会編（1918）：『北海道史 第1巻』北海道庁。
- 洞 富雄（1956）：『樺太史研究－唐太と山丹－』新樹社。
- 村尾元長（1905）：水哉叢書 近藤守重事蹟考。國書刊行會編『近藤正齋全集 第一』國書刊行會，1-52.

